

令和5年度 第1回鳥取県地域自立支援協議会
医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会 次第

日 時 令和5年6月20日(火)
午後2時00分から午後4時00分まで
場 所 オンライン会議 (CiscoWebex)
ホスト会場：県庁第2庁舎第21会議室

1 開会

2 議事

(1) 圏域ごとの現状報告(資料2)

- ・鳥取市
- ・東部4町
- ・中部
- ・西部

(2) 災害対策について(資料3)

(3) 県からの事業報告

- ・医療的ケア児等支援センターの取組について(資料4)
- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修・医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修について(資料5)
- ・重度障がい児者の日中支援(生活介護、放課後デイ)及び医療型ショートステイの利用状況について(資料6)
- ・令和5年度医療的ケア児者に関わる県事業予算について(資料7)

(4) 医療的ケア児等の送迎支援事業(案)について(資料8)

3 その他

4 閉会

R5鳥取県地域自立支援協議会【医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会】（第1回）名簿

【委員】

	氏名	所属・職	備考
1	光岡 芳晶	鳥取県相談支援専門員協会代表理事	
2	中井 恭子	就労継続支援A型事業所フレンズ管理者	
3	長谷川 麻野	鳥取市基幹相談支援センター相談支援専門員	
4	保木本 悠二	社会医療法人明和会医療福祉センター相談支援センター サマーハウス副主任ソーシャルワーカー	
5	中島 理恵	岩美町健康福祉課 地域福祉係 係長	新
6	黒田 昌典	倉吉市福祉課係長	欠
7	橋本 剛	米子市障がい者支援課担当課長補佐	

【オブザーバー】

	氏名	所属・職	
1	玉崎 章子	医療法人同愛会 博愛こども発達・在宅支援クリニック 院長	
2	汐田 まどか	鳥取県立総合療育センター 院長	
3	藤原 美江子	特定非営利活動法人このゆびと一まれ 理事長	
4	谷川 英里	鳥取県立中部療育園 次長	
5	坂本 万理	公益社団法人鳥取県看護協会 ナーシングデイこすもす 所長	
6	吉田 浩之	鳥取県立鳥取養護学校 教頭	
7	浦富 祐子	鳥取県立皆生養護学校 PTA会長	新
8	中村 瑞枝	鳥取市障がい福祉課 知的障害者福祉司	

【事務局】

	氏名	所属・職	
1	中嶋 浩一	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 課長補佐	
2	東口 卓央	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 主事	
3	松本 剛志	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 課長	
4	伊藤 智子	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 課長補佐	
5	新 泰洋	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 係長	
6	赤瀬 梨沙	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 保健師	

鳥取県地域自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(協議する事項)

第2条 協議会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 障がい者及び障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制の構築に関する事項
- (2) 圏域において生じている県全域又は広域にわたる課題に関する事項
- (3) 地域の社会資源の実情把握及び情報の共有並びに県全域にわたる社会資源の開発及び改善に関する事項
- (4) 圏域ごとの相談支援体制の状況の評価及びアドバイザーの活用等に関する事項
- (5) 相談支援従事者等の研修のあり方に関する事項
- (6) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進及び進行管理に関する事項
- (7) その他前各号に掲げる事項に関連する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育・雇用関係機関に属する者
- (4) 障がい者又はその家族
- (5) 相談支援事業者
- (6) 圏域の地域自立支援協議会の関係者
- (7) 関係行政機関の職員

3 前条に定める協議する事項に関して、調査、研究等を行うため、委員の半数以上が必要であると認める場合は、専門部会を設置することができる。

(委員)

第4条 委員は、その協議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(座長)

第5条 協議会に座長、副座長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、座長（座長が定まる前にあつては協議会の庶務を行う所属の長）が招集し、座長がその議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 第3条第3項の規定による専門部会に関して、必要があると認めるときは、委員以外の者であつて、専門性を要する事項に関して意見を述べる者、オブザーバーとして招聘することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課において行う。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から適用する。

この要綱は、平成29年11月20日から適用する。

この要綱は、平成30年4月11日から適用する。

鳥取市（東部圏域）における状況報告

1 各圏域部会の開催状況

第1回 医療的ケア児等支援ワーキング(鳥取市地域自立支援協議会)役員会

日時:R5.6.6(水)10:00-11:45(鳥取市地域)

内容:

○災害時にも使える対応ノートについて

今回モデルとして記入してもらったのは家族とともに自宅で3日間生活するという想定のもの。次に避難所等に避難するパターンを考えていく必要がある。

まずは保護者がノートを記載し、書きづらいところは相談支援専門員に相談したり、医療部分については医師や訪問看護などの医療関係者に確認してもらうのはどうか。

・利用方法;「災害時にも使える対応ノート」は「サポートブック」と共通する内容もある。「サポートブック」が本人の状態の変化に合わせて更新・作成されていると、福祉サービス等の利用の際にも役立つ。サポートブックをすでに作成している方は、重ならない災害対応等の部分について対応ノートを利用してもらえるとよい。

・周知方法;幼児期・学齢期に周知してはどうか。(支援者が周りに多く、保護者が支援者に聞きながら作成できる)

例① 鳥取養護学校の保護者会や参観日に議案として提案し、災害時にも使える対応ノートの説明を県や市も参加して行う。

例② 鳥取療育園で周知の機会を相談する。

例③ 相談支援事業所に周知について依頼する。

○学校卒業後の医療的ケア児の日中の活動先について

医療的ケアが必要な方は、高校卒業後に生活介護サービスの利用を希望されることが多いが、希望通りの日数や事業所を利用できていない現状がある。生活介護事業では区分により報酬単価が決まっており、児童発達支援や放課後等デイサービスのように医療的ケアがスコア化して反映されてはいない。医療的ケアが増えて、もともと利用していた生活介護事業所から断られるケースもある。事業所の看護師の雇用のための補助のみならず、児童発達支援、放課後等デイサービスの報酬と生活介護の報酬の差が埋まるような実態に合った制度がないと医療的なケアを必要とする方を受け入れる事業所は増えない。

○入院時付添依頼助成事業(鳥取県+鳥取市)と重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業(鳥取県)について付添という点で同じ行為の支援なのに、1時間当たりの補助額が何千円も違う。目的が違うわけではない。

(例;入院時付添依頼助成事業の自己負担額 1時間 550円+事業所単価-1650円。重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業の自己負担 1時間 500円前後)

○福祉避難所(鳥取養護学校)機能見学について

R5.2.3(金)15:30 鳥取養護学校見学(吉田教頭先生、事務長上杉様案内)

・福祉避難所協定部分は、①体育館(2階)510㎡

屋外へ螺旋階段と滑り台により移動可。平成になって改修された。

電気の冷房、暖房はガス+電気による。

②生活訓練室(1階)24.77 m²(8畳2室)

ガスふろ有(シャワー3)

電気の冷房、地下灯油タンクによるFF(ストーブ)

- ・非常用発電機は、体育館・保健室・ケアルーム・教室3室へ送電。(一度には利用できない)
軽油 198ℓタンク。停電後自動運転、電源が刺さっていたら15時間で終了。
- ・水道は、給水タンクの下部に蛇口有。
消火栓の水は地下防火水槽からポンプにより作動する。
- ・自家発電機3種類。ガソリン式、ディーゼル式、ガスボンベ式。各1つ。
- ・体育館ではマットを敷いて一人一人のスペースを区分。
- ・備蓄品常備無。福祉避難所開設時に段ボールベッド・食料等運び込み必要。
- ・簡易トイレ有。専用の外用テント2つ購入した。
- ・体育館の横廊下は洋式トイレ各種あり。
- ・学校は授業と並行して福祉避難所を設営しないといけない。
- ・福祉避難所収容人数は、1人に必要なスペースが不明であるため、計算できない。

2 災害時における医療的ケア児等の対応について

○災害時モデルケースの検証状況 →検討行っていません

○圏域における取組について →取り組みしていません

○課題

- ・まず避難場所を具体的に把握する必要がある。
- ・福祉避難所の協定の際、行政が把握しておいてほしい内容(非常用電源、水、エアマット、提供可能スペース、支援可能人員など)

3 その他

・鳥取市でも日常生活用具助成に令和4.4月から自家発電機が加わったので、必要な方に周知したい。

→対象範囲について再検討中。市報掲載、市ホームページ掲載のほかの周知方法が必要。例えば、自立支援協議会相談支援部会、病院で対象となりそうな方への案内等。

・避難行動要支援者名簿の登録も進めたい。

→鳥取市地域自立支援協議会相談支援部会で何度か協議。

東部 4 町における状況報告

1 各圏域部会の開催状況

現在、災害に関する制度には国が主導する「避難行動要支援者名簿（個別避難計画）」、鳥取県東部圏域で進めている「災害後の生活支援」、県が進める「災害時対応ノート」と様々なものがあるが、これらの制度の使い分けがよくわからないとの意見があったため、令和 4 年度に鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会において協議を行い、利用する制度を選択する際の参考となるようなフローチャートを作成した。

また、令和 4 年 1 2 月 1 9 日に開催された鳥取市地域自立支援協議会における鳥取県東部圏域の医療的ケア児等支援ワーキングに東部 4 町も参加し、災害時対応ノートの周知や利用について協議を行ったほか、医療的ケア児の学校卒業後の行き先や支援について意見交換を行った。

各町の状況

岩美町－令和 4 年度は未開催。議題が生じた際に随時開催。対象児童数は 2 名。

若桜町－対象者不在のため常設の部会無し。対象者や議題が生じた際に開催予定。

智頭町－対象者不在のため常設の部会無し。対象者や議題が生じた際に開催予定。

八頭町－年に 1 度、福祉課・教育委員会・委託相談支援事業所、学校とで協議を実施。

対象児童数は 4 名。

市町村名	岩美町	把握している医ケア児数	2 名
課題	災害時の医療的ケア児に対する支援について		
令和 4 年度 取組内容	前年度までの取組みを継続し、災害時の医療的ケア児に対する支援について対応を検討。対象者の保護者から現状や課題を聞き取りながら、特に関係者間での支援に関する情報の共有方法等について検討を行った。		
令和 5 年度 取組計画	前年度までの取組みを継続し、支援方法・支援内容等についてさらに深めていくとともに、ほかの対象者の対応についても併せて検討を行う。		

市町村名	八頭町	把握している医ケア児数	4 名
課題	児童の学校送迎について		
令和 4 年度 取組内容	特別支援学校に在籍し、スクールバスや公共交通機関等を利用した通学が困難な児童生徒に対し、通学に係る送迎支援を行っている。年に 1、2 回程度、事業の現状と課題を協議し、情報共有を行う会を教育委員会、委託事業所、学校とで実施している。令和 4 年度は相談支援事業所との意見交換会も行った。意見交換会の中で、利用者や学校等からは高評価をもらっている事業だが、車両確保、看護師などの人材確保が継続課題となっている。今後も関係機関で協議を行い、事業継続が可能な方法を検討していくこととする。		
令和 5 年度 取組計画	①関係者会議の開催 →令和 5 年 5 月 8 日に関係者協議を開催。現在勤務している看護師が家庭の事情により勤務が困難と相談を受けており、今後、看護師の募集をかけていかないといけないが、人材確保が難しいことが課題。また、事業所としては運転手の		

	<p>募集もかけてほしいとのこと。利用者からは利用日を増やしたいという要望があるため、いかに事業を継続していくかが今後の課題となっている。</p> <p>②相談支援事業所との意見交換会 年度内実施を予定。</p>
--	--

2 災害時における医療的ケア児等の対応について

○災害時モデルケースの検証状況

<p>モデル ケース①</p>	<p>【モデルケースの概要】</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 5px; text-align: center;">掲載省略</div> <p>【検証状況】</p> <p>○災害時対応ノートの作成（項目の記入等）に当たっては、特に課題等なし。</p> <p>○作成したノートを踏まえ、作成にあたり想定した災害への対応について次の課題が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆電源の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・非常用バッテリーにより、半日程度は機器を使用可能。その後は車に装備している 100V コンセントから電源をとることができるが、発電量が限られているため、十分な機器の使用には不安がある。 ◆自宅に留まる判断 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所が開設されており、また、今後災害の状況がどうなっていくか分からないため、自宅に留まる判断をするタイミングが難しい。 <p>○なお、避難が必要になった場合は次の課題が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆移動 <ul style="list-style-type: none"> ・避難する場合、必要な機器等がかなりの量になるため、車で移動する場合も一度では積み切れないと思われるほか、協力者を要すると思われる。 ◆避難所での生活 <ul style="list-style-type: none"> ・機器の作動音などが他の避難者の迷惑とならないか心配。 ◆病院の受入 <ul style="list-style-type: none"> ・父親が仕事により家に居ない場合が多い。その場合、避難する際は母親が医療的ケア児本人だけでなく子全員を一緒に連れて行かなければならない。しかし、かかりつけの病院からは「病院に避難してもらうことは可能だが、本人と保護者のみしか受け入れられない」と言われている。 <p>※以上の内容は、昨年度までの協議会で報告済み</p> <p>○災害時対応ノートの共有について、個人情報取り扱いに注意を要することから、共有方法や共有範囲等について課題を整理し、対応を検討する必要がある。現在、対象者の保護者の意見を聞き取りながら検討を行っている。具体的な共有には至っていない。</p>
---------------------	---

○圏域における取組について

災害時対応ノートの共有について、個人情報取り扱いに注意を要することから、共有方法や共有範囲等について課題を整理し、対応を検討する必要がある。現在、対象者の保護者の意見を聞き取りながら検討を行っている。

3 その他

鳥取県中部圏域における状況報告

1 中部圏域部会の開催状況

○令和4年度

第1回 令和4年10月24日（月）

【概要】・中部圏域における医ケア児者の避難計画作成

＜内容＞ モデルケースの選定
参加者の選定

・日常生活用具給付等事業について

＜内容＞ コロナ感染症対策のための医ケア児に対する口腔ケアについて、口腔スポンジやチューブを消毒するための消毒液などが給付対象とならないか。

第2回 令和4年12月15日（木）

【概要】・医ケア児者の送迎支援事業（案）について

＜内容＞ 県事業に対する意見交換

・災害対応ノートのシュミレーション結果について

＜内容＞ 前回モデルケースを選定し、ノートの記載などを実施した結果の振り返り。

○令和5年度（計画）

第1回 時期未定

＜内容（予定）＞ 災害時対応ノートの活用について
医療型ショートステイの体制について

2 災害時における医療的ケア児等の対応について

○災害時モデルケースの検証状況（令和4年度実施）

モデル ケース①	<p>第2回部会において、部会メンバー及び当事者家族によるモデルケースの検証結果を共有。</p> <p>【モデルケースの概要】</p> <div data-bbox="635 1592 849 1659" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">掲載省略</div> <p>【検証内容】</p> <p>＜当事者家族＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に家族や普段関わっている支援者と離れてしまった場合などに、ノートが重要な役割を担う。 ・障がい特性によって、ノートの項目に過不足が生じる。 ・当事者等が保管する際には、紙媒体よりはデータ化して保管したい。 ・避難所へ避難する際に電源などの確保ができるか心配。
-------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・誰にあてて書いているのか分からない。 ・変更があった場合、紙ベースではない方が良かった。QRコード等利用し、インターネットで情報を確認できる仕組みがあれば良かった。 <p><部会参加者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後のノートの活用、周知について。 ・サポートブックと内容が重複する部分があり、記入が負担であると感じた。 ・各担当課で共有する必要がある。専門用語で分からない部分もあるので、確認しながら対応する。 ・誰に見てもらおうのか、どういう時に使うのか決めておく必要がある。 ・市町の資源の確認、必要な方に情報提供できる体制を整えていきたい。
--	--

○今後の取組

①モデルケースの検証結果から出た課題に対する検討

②ノートの周知

3. その他

①医療型ショートステイについて

中部圏域の医療型ショートステイ実施機関の現状を把握（令和3年度実施済み）し、課題等を検証。受入体制の充実を図っていく。

②情報提供・共有

医ケア児者、家族、支援機関に対して、必要な情報が十分に共有されていないことから、情報提供の方法、関係機関との連携体制等を検討していく。

西部圏域における状況報告

1 各圏域部会の開催状況

※令和5年度 日程等調整中

日時：

内容：

2 災害時における医療的ケア児等の対応について

○災害時モデルケースの検証状況

【モデルケースの概要】

(継続)

掲載省略

(新規)

相談支援事業所の相談員を通じて、医ケア児者への訪問、連絡時にノートの周知などを実施。
今後、前向きな回答があればノート作成を促進する予定。

【検証結果】

(継続)

対象者の体調が好転せず、ノートの検証などについて具体的な検証を行うことができなかった。

○圏域における取組について

「日吉津村における医療的ケア児等避難訓練」

日 時：令和4年10月2日

会 場：日吉津村社会福祉センター

参加者：鳥取県、日吉津村、日吉津村社会福祉協議会、(株)フィリップス・ジャパン、鳥取大学医学部附属病院

その他：令和5年3月16日

対面及びオンラインのハイブリッド形式により報告会開催

3 その他

○これまでの県部会で出た意見や取組みの整理

	現在の取組	取組結果	今後必要な取組
自宅避難	<p>【県医ケア部会及び各圏域部会】</p> <p>災害発生後、72時間を自宅でしのぐための備え、課題について検証するため、モデルケースによる「災害時にも使える対応ノート」の作成を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> モデルケースにおいてノートを作成しながら、不足物品等の備えが進んだ。 モデル検証の中で、個別支援計画作成や福祉避難所の整備について検討する上での課題が見えてきた。 モデルケースのノート作成過程での気づき（ノートの内容に係る提案事項）について反映させる改正を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ノートを完成させ、必要な関係者と共有（写しを渡す） ノートの周知、ノートの作成支援
避難に関すること	<p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者台帳（登録）の整備 個別避難計画の作成 		<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者台帳（登録）の整備 個別避難計画の作成
避難所の運営に関すること	<p>【鳥取県、鳥取大学医学部共催】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児等避難訓練 <p>【市町村】</p> <p>避難所運営マニュアルの作成等</p>	<ul style="list-style-type: none"> R4年度、日吉津村実施において避難訓練実施（成果や課題等は、令和4年度第2回資料参照） 	<p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難訓練等の取組継続 <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の整備、マニュアルの見直し 福祉避難所への直接避難に係る体制整備（避難者の情報把握、名簿作成等）
その他	<p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用電源装置、自家発電機等の助成 災害後の生活支援制度 等 		<ul style="list-style-type: none"> 必要な方への制度周知

医療的ケアを必要とする方のための災害時対応ノートの実用に向けた流れ

行程	スタンバイ	声掛け 説明	家族記入	補完	共有
内容	<p>○ノートの周知 →県ホームページ掲載 →通知（県から各機関へ） ＜通知先※①＞ 市町村 相談支援事業所 障害福祉事業所 医療機関 訪問看護事業所</p>	<p>○※①は、相談場面等において、災害時に不安をもっている対象者（医療的ケア児・家族）への声掛け（ノートの紹介）をする。 ○作成を希望される方については、家族に記入を促す。</p>	<p>○家族が記入後、あるいは、記入に困った場合は下記対応者に連絡をする。</p>	<p>○下記対応者は、関係機関への聞き取りや支援会議での確認などを経て、家族と一緒にノートを完成させる。</p>	<p>○家族あるいは下記対応者が、ノートの写しを作成し、関係機関に渡す。 ※情報の更新は、家族から各関係機関に連絡を入れる。</p>
対応者	<ul style="list-style-type: none"> ・県医ケア部会（事務局：子ども発達支援課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域医ケア部会（事務局：市町村）または、基幹相談支援センター ・医ケア児の支援者（相談支援専門員等）の協力を得る 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域医ケア部会（事務局：市町村）または、基幹相談支援センター ・医ケア児の支援者（相談支援専門員等）の協力を得る 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域医ケア部会（事務局：市町村）または、基幹相談支援センター ・医ケア児の支援者（相談支援専門員等）の協力を得る 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域医ケア部会（事務局：市町村）または、基幹相談支援センター ・医ケア児の支援者（相談支援専門員等）の協力を得る

医療的ケアを必要とする方のための 災害時にも使える対応ノート

鳥取県

私の名前は

です

災害時に、必要となる情報と支援内容を記載しています

- ・このノートを持っている方は何らかの医療的なケアが必要な方です。
- ・本人や家族が困っている事があれば、お手伝いをお願いします。
- ・サポートブックがある方については、サポートブックにも必要な情報が記載されていますので、このノートと併せてご確認ください。

作成者	(続柄)		
作成日	年	月	日
更新日	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
	避難行動要支援者登録	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	サポートブックの作成	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

～ご家族の方へ～

サポートブックを作成されている場合は、サポートブックに記載されていない部分を記載いただき、サポートブックと併せて保管してください。

★ ★ ★ もくじ ★ ★ ★

1	安否確認の流れ	1
2	関係機関リスト	2
3	関係者リスト	2
4	基礎情報	3
5	医療的ケア等の情報	4
6	その他に伝えておきたいこと	6
7	災害時に備えて準備しておくもの	7
8	タイムスケジュール	8
9	災害時の避難先	9
10	自宅周辺のハザード（危険性）	10
11	電源確保について確認しておきましょう	11
12	停電への対策を考えておきましょう	12
13	ふだんから登録・準備しておく役立つもの	13
14	このノートに添付しておくといよいもの	13

★ 安否確認の流れ

★安否確認を行うタイミング★

- ・震度()以上の時
- ・風水害は状況による

※ 安否確認ルートについて、矢印等を追加しながらご記入ください。

例) 医療機関、訪問看護ステーション、相談支援事業所、人工呼吸器・酸素取扱業者など

※ 電話がつかない時の代替手段を確認しておきましょう。

例) 災害伝言ダイヤル171、メール、SNSなど

※ どちらから発信するかを決めて、矢印で示しましょう。

保護者(母:○○)
電話(090-000-00)
代替手段(LINE)

状況確認

機関名()
電話()
代替手段(メール・○○○)

機関名(○○クリニック)
電話()
代替手段(171伝言ダイヤル)

機関名(○○学校)
電話()
代替手段()

機関名()
電話()
代替手段()

機関名(呼吸器業者)
電話()
代替手段()

★ 関係機関リスト

	機関名	担当者	電話番号
病院・診療所			
訪問看護			
訪問リハビリ			
訪問介護事業所			
薬局			
ショートステイ			
相談支援事業所			
通所事業所			
学校・保育所等			
役場			
保健師			
機材業者			
電力会社			
消防署			

★ 関係者リスト (家族・親戚などの協力者)

続柄	氏名	電話番号	アドレス等

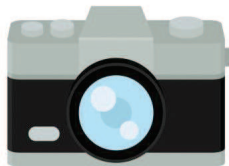
★ 基礎情報

ふりがな		男・女	血液型		生年	年 月 日
氏名			体温	℃	月 日	
住所	〒					
診断名						

主治医 (かかりつけ)	医療機関名				
	医師名		電話		
主治医 (病院)	医療機関名				
	医師名		電話		

服薬中の薬					
アレルギー	なし・あり ()				
移動	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 部分介助 <input type="checkbox"/> 寝たきり				
	移動に必要な道具 ()				
コミュニケーション	<input type="checkbox"/> 会話 <input type="checkbox"/> 筆談 <input type="checkbox"/> 文字盤 <input type="checkbox"/> 意思伝達装置				
	その他 ()				

～写真を貼っておくと、災害時の本人確認に役立ちます～



★ 医療的ケア等の情報

人工呼吸器	機種			<input type="checkbox"/> 気管切開で使用 <input type="checkbox"/> マスクで使用		
	内部	<input type="checkbox"/> あり (時間)		外部	<input type="checkbox"/> あり (時間)	
	バッテリー	<input type="checkbox"/> なし		バッテリー	<input type="checkbox"/> なし	
	自発呼吸	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		アンビューバック	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	離脱	<input type="checkbox"/> 可能→(約 分) <input type="checkbox"/> 不可				
	装着時間	<input type="checkbox"/> 24時間 <input type="checkbox"/> 夜間のみ <input type="checkbox"/> その他()				
	業者名			連絡先		
	<画像：人工呼吸器の設定>					
	<画像：人工呼吸器と回路接続>					
	パルスオキシメーター	<input type="checkbox"/> 充電式 () 時間、 <input type="checkbox"/> 電池サイズ () × () 個				
気管切開	カニューレ製品名			カフ圧	m l	
	サイズ	外形	mm	、内径	mm、長さ	mm
	咽頭気管分離	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				

酸 素 使 用	<input type="checkbox"/> O ₂ () L/分、SpO ₂ () %				
	濃縮器	<input type="checkbox"/> あり (時間)	濃縮器	<input type="checkbox"/> あり (時間)	
	内部バッテリー	<input type="checkbox"/> なし	外部バッテリー	<input type="checkbox"/> なし	
用	※携帯用酸素ボンベ (L/分)の使用で、1本 (時間)				
	業者名		連絡先		
吸 引	吸引器内部バッテリー	() 時間	電源不要の吸引器	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	チューブサイズ	() Fr			
	吸引回数	回/日	<input type="checkbox"/> 気管内	<input type="checkbox"/> 鼻腔内 <input type="checkbox"/> 口腔内	
	挿入の長さの目安	c m		c m c m	
栄 養	<input type="checkbox"/> 経口	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> きざみ <input type="checkbox"/> 軟食 <input type="checkbox"/> ペースト		<input type="checkbox"/> 食事介助 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
	<input type="checkbox"/> 胃ろう	種類 (商品名)			
	<input type="checkbox"/> 腸ろう	摂取量	1日 () 回、1回 () ml		
	<input type="checkbox"/> 経鼻	注入時間			
	<input type="checkbox"/> IVH	チューブ種類	サイズ	() Fr、() cm	
		注入ポンプ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	バッテリー	() 時間
		水分補給			
	アレルギー	<input type="checkbox"/> あり () <input type="checkbox"/> なし	エピペン	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	その他				
排 泄	<input type="checkbox"/> オムツ	種類		交換頻度 () 時間毎	
	<input type="checkbox"/> 導尿	カテーテル	() Fr	頻度 () 時間毎	
	<input type="checkbox"/> ストマ	<input type="checkbox"/> 摘便 (頻度 回/日)	<input type="checkbox"/> 浣腸 (頻度 回/日)		
	その他				
緊 急 時	※発作時の対応指示等について記載してください。				
そ の 他	※電源が必要な機器等について、バッテリーも含めて記載してください。				



5 その他伝えておきたいこと

<p>～ケアの内容・物品に関すること～</p>
<p>～お薬に関すること～ ※最新のお薬手帳の写しを添えましょう。</p>
<p>～その他～ ※愛称、好きなこと、安心するかわり方、苦手なこと等もご記入ください。</p>

★ 災害時に備えて準備しておくもの ※本人用に3日分を想定して記載

	品目	備蓄数	メモ
人工呼吸器・酸素関連	呼吸器回路一式		
	蘇生バッグ		
	予備気管カニューレ		
	Y字ガーゼ		
	延長チューブ		
	酸素ポンベ、ボンベカート		
	人工鼻		
	加温加湿器		
	モニター		
吸引	吸引器（手動・足踏み）		
	吸引チューブ		
経管栄養・胃瘻関係	経管栄養剤		
	注入用ボトル		
	栄養チューブ		
	胃ろうチューブ		
	延長チューブ		
医療材料等	シリンジ		
	滅菌精製水		
	蒸留水		
	ガーゼ		
	アルコール綿		
非常用電源	固定用テープ		
	外部バッテリー		
	延長コード		
	シガーソケット対応インバーター		
	発電機		
	蓄電池		
	UPS（無停電電源装置）		

	品目	備蓄数	メモ
その他	薬（内服薬・外用薬）、お薬手帳		
	おむつ		
	おしり拭き		
	使い捨て手袋		
	手指消毒液		
	マスク		
	保険証、医療受給者証		

★ スケジュール

時刻	平常時 （事前に記入）	発災後 （状況に応じて記入）	メモ欄
6:00			
7:00			
8:00			
9:00			
10:00			
11:00			
12:00			
13:00			
14:00			
15:00			
16:00			
17:00			
18:00			
19:00			
20:00			
21:00			
22:00			
23:00			
0:00			
1:00			
2:00			
3:00			
4:00			
5:00			

★ 9 災害時の避難先

○災害時の指定避難場所

- ・ _____ (非常電源/あり・なし)
- ・ _____ (非常電源/あり・なし)

※避難場所・避難ルートを地図で確認し、写しを添付しておきましょう。
※経路は2パターン考えておきましょう。

○その他に避難できる場所があれば記入しましょう。

- ・ _____ 電話 (_____)
- ・ _____ 電話 (_____)

○避難を手伝ってくれる人

・ _____ さん (電話 _____)
<メモ>

・ _____ さん (電話 _____)
<メモ>

・ _____ さん (電話 _____)
<メモ>

★ 10 自宅周辺のハザード（危険性）

(参考) 鳥取県各市町村のハザードマップ

<https://www.pref.tottori.lg.jp/88530.htm>



※想定される災害をチェックし、災害状況を書き出してみましょう。

- 洪水 (例：少し危険、自宅周辺の浸水の深さは1m未満)
- 土砂災害 (例：危険、自宅は土砂災害警戒区域)
- 地震 (例：危険、断層直下、木造住宅、人口密集地)
- 津波 (例：少し危険、浸水の深さは1m未満)
- 高潮 (例：少し危険浸水の深さは1m未満)
- その他 (例：孤立集落となる危険性あり)

【避難のタイミング】

→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	

★ 電源確保について確認しておきましょう

【以下の方法で電源を確保する】

- UPS（無停電装置）
- 蓄電池
- 車から電源をとる
 - シガーソケット
 - 100V コンセント
 - 充電用 USB 端子
 - V2H 機器
- 自家発電機
 - ガソリン
 - ガス
- 手回し充電器
- ソーラー充電器
- 乾電池式充電器
-

【電源確保ができないときのために】

※自家発電設備のある近隣の施設等
を確認しておきましょう。

施設名 _____
住所 _____
TEL _____

施設名 _____
住所 _____
TEL _____

注) 発電機など非常用電源への医療機器の接続は
メーカーから保障されていません。緊急かつや
むを得ない自衛手段として、自己責任での使用
となることをご注意ください。

中国電力ネットワークセンター（フリーダイヤル）

<鳥取> 0120-465-210
<倉吉> 0120-212-607
<米子> 0120-211-476

停電情報アプリ

※ 停電発生エリア、復旧目途、復旧連絡を知ることができます。



★ 12 停電への対策を考えておきましょう

■電池利用機器への切り替え■

- 低圧持続吸引器
- パルスオキシメーター
- 酸素濃縮器→携帯用酸素ボンベ
- その他（ ）

■手動への切り替え

- 人工呼吸器→蘇生バック
- たん吸引器→手動式、足踏み式、シリンジ吸引

■エアマット■

- 停電時対応仕様でないものは、空気の抜け対策
例：ひもで縛る、無圧マットの用意

■人工呼吸器の加温加湿器

- 人工鼻

鳥取県医療的ケア児等支援センターの活動状況について（報告）

令和5年6月20日

子ども発達支援課

1 令和4年度活動実績

(1) 鳥取県医療的ケア児等支援センター（以下「支援センター」）の開所

ア 事業目的

医療的ケア児の支援に関する専門性の高い相談に総合的に対応し、All-Tottoriで行う子どもと家族の地域生活支援、関係機関への適切な支援を行う。

イ ミッション

- (ア) 県内の支援者全員で、子どもたちと家族の地域生活を支援できる体制を作ります。
- (イ) 子どもたち、家族、支援者のニーズに合った情報の発信と共有を行います。
- (ウ) 家族、支援者と連携しながら課題解決を行います。
- (エ) 医療、福祉、保育、教育、保健のつながりを大切にします。

ウ 事業内容

(ア) 設置状況

圏域	運営	スタッフ	後方支援 看護師
総合窓口 (西部)	社会医療法人同愛会博愛こども発達・在宅支援クリニック（委託）	センター長(医師) マネージャー（看護師、理学療法士）	鳥取県立総合療育センター
東部相談 窓口	公益社団法人鳥取県看護協会（委託）	マネージャー（看護師）	鳥取県立鳥取療育園
中部相談 窓口	鳥取県立中部療育園	マネージャー（児童指導員）	鳥取県立中部療育園

(イ) 業務

相談支援、関係機関との連携・調整、人材育成、保護者間交流、情報発信

(2) 実績 (R4. 6. 22 (開所日) ~R5. 3. 31)

ア 相談件数 (のべ)

(単位: 件)

	東部	中部	西部	合計
来所	9	6	15	30
電話	184	45	141	370
メール	60	21	174	255
FAX	0	0	1	1
オンライン	5	0	19	24
訪問	15	64	20	99
その他	2	0	0	2
合計	275	136	370	781

イ 相談内容

相談者 圏域	保護者			園関係			教育関係			医療関係			行政関係			その他			圏域別計			合計
	東	中	西	東	中	西	東	中	西	東	中	西	東	中	西	東	中	西	東	中	西	
生活	31	0	2	0	0	0	0	0	0	6	0	3	0	0	0	3	0	3	40	0	8	48
就園や就学	9	0	6	3	1	1	0	0	0	0	0	1	2	10	2	2	0	1	16	11	11	38
園・学校での支援	4	0	0	2	0	1	0	0	1	1	0	0	1	9	0	0	0	0	8	9	2	19
事業所等での支援	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	0	2	4	1	7
制度や手続き	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	11	1	0	1	6	0	1	13	0	13	26
医療	17	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	1	0	6	0	3	0	0	26	6	2	34
受入れ体制整備	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	6	0	0	18	3	0	26	29
研修希望	0	0	0	0	0	0	2	0	5	0	0	0	0	0	1	0	0	3	2	0	9	11
その他	8	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	5	6	3	5	0	7	25	15	10	38	63
合計	74	0	12	5	1	2	2	0	7	18	0	23	10	32	15	16	7	51	125	40	110	275

ウ 後方支援看護師への依頼件数

	件数	主な依頼内容
東部	2	就園ケース、医ケア児受入保育園への訪問支援
中部	19	学校生活での医療的ケア児看護支援、就園予定ケース、成人の方の呼吸器の導入
西部	8	受け入検討施設への訪問、事業所受入体制整備

エ その他

研修・会議等

2 令和5年度活動予定

(1) 連携推進会議 7月19日開催予定

(2) 医療的ケア児コーディネーター養成研修 10月13日から4日間開催予定。

令和5年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修、フォローアップ研修について

令和5年6月20日

子ども発達支援課

1 令和5年度 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

	日程	内容(案)	開催方法
事前	令和5年9月25日(月) ～10月10日(火) (※予定)	eラーニング(動画視聴)による事前学習	オンライン
1日目	令和5年10月13日(金)	講義、パネルディスカッション	集合型 (会場：倉吉未来中心)
2日目	令和5年10月14日(土)	講義、計画作成のポイント、演習(練習ワーク)	
3日目	令和5年11月3日(金・祝)	計画作成を通じた演習	
4日目	令和5年11月4日(土)	演習、模擬担当者会議、意見交換、振り返り	

<これまでとの変更点>

- ・事前学習を導入し、事前に一定の知識を習得した上で研修に臨めるようにするとともに、当日はグループワークメインとしたプログラムへ変更。(質の向上を目指す)
- ・事例の変更
- ・休日の開催

<募集開始時期>

令和5年8月(予定)

<委託先>

鳥取県医療的ケア児等支援センター

2 医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修

日程：令和6年1月(日付未定)

内容：未定

<委託先>

鳥取県医療的ケア児等支援センター

* 鳥取県障がい者プランにおける目標値と現状

○医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

県地域自立支援協議会に医療的ケアを要する障がい児者の支援に関する専門部会を設置し、各圏域及び市町村における協議の場と連携を図るとともに、各市町村に医療的ケア児が必要とする支援を総合的に調整するコーディネーターを配置します

項目	目標(R5年度末)	R4年度末実績
医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置	5か所	5か所
コーディネーターの配置市町村数	19市町村	15市町村 ※
コーディネーターの養成人数	120人	138人

(※)未配置市町村…南部町、伯耆町、日野町、日南町

鳥取県医療的ケア児等コーディネーター配置機関一覧

圏域	市町村	機関種別	機関名	所在地	連絡先		備考(相談受付時間など)
					電話番号	メールアドレス	
東部	鳥取市	相談支援事業所	地域生活支援センターみんなの家	鳥取市美萩野2丁目81	0857-30-7677	t_minnaoie@yahoo.co.jp	月～金 9:00～17:00
			相談支援センターサマーハウス	鳥取市湯所町1丁目131	0857-36-1151	summer@mmwc.or.jp	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:30
			社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会 障がい者支援センターそよかぜ	鳥取市富安二丁目104-2	0857-22-9511	soyokaze@tottoricity-syakyo.or.jp	月～土 8:30～17:15
			障害者支援センターしらはま	鳥取市伏野2259-17	0857-59-6036	shirahama_shien@tottori-kousei.jp	月～金 9:00～17:00
			鳥取市基幹相談支援センター	鳥取市富安二丁目104-2(さざんか会館)	0857-22-0678	kikansohdan@tottoricity-syakyo.or.jp	月～金 8:30～17:15
			鳥取県看護協会 相談支援事業所こすもす	鳥取市江津318-1	0857-30-5568	cosmos@tottori-kangokyokai.or.jp	月～金 9:00～17:00 ※祝祭日、年末年始を除く
			㈱鳥取介護サービス 相談支援センター	鳥取市古海707-1	0857-30-1696	tottorikaigo-s@aroma.ocn.ne.jp	月～金 9:00～18:00
		障害児通所支援事業所	(株)ライフデザイン 児童発達支援・放課後等デイサービスRelieve	鳥取市興南町113-2自然堂第1ビル2F	0857-51-0291	relieve@kizuna123.co.jp	月～金 8:30～17:30
			㈱つむぎ こどものつむぎ1号	鳥取市行徳1丁目312番地	0857-30-6976	Kodomo-tsumugi1gou@o-tsumugi.com	火～土 9:00～16:00
		医療機関	鳥取県立中央病院患者支援センター	鳥取市江津730	0857-26-2271	—	月～金 8:30～17:00
			鳥取市立病院	鳥取市市場1-1	0857-37-1522	—	月～金 9:00～16:00
			独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター	鳥取市三津876番地	0857-59-1111	—	月～金 8:30～17:15 ※祝日及び12月29日～1月3日を除く
			鳥取県看護協会訪問看護ステーション	鳥取市江津318-1	0857-21-3322	houmon@tottori-kangokyokai.or.jp	月～金 9:00～17:00
			訪問看護ステーションつむぎ	鳥取市行徳1丁目312番地	0857-30-6981	info@o-tsumugi.com	月～金 9:00～17:00
			きずな訪問看護リハビリステーション	鳥取市興南町113-2自然堂第1ビル2F	0857-51-0151	y.kishida@kizuna123.co.jp	月～金 8:30～17:00
			クリニック陽まり	鳥取市南吉方3-522	0857-30-1525	—	月～土 9:00～18:00(診療時間内) ※祝日を除く
			ビュートゾルフたいよう訪問看護ステーション	鳥取市桂木245-25	0857-30-7217	buurtzorg.taiyou@gmail.com	月～金 9:00～18:00 ※祝日、お盆、年末年始を除く
		療育機関	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市江津730	0857-29-8889	ryoikuen@pref.tottori.lg.jp	月～金 8:30～17:15
		教育機関	鳥取県立鳥取養護学校	鳥取市江津260番地	0857-26-3601	toriyo-s@mailk.torikyo.ed.jp	月～金 8:30～16:30
		その他	共に暮らす共に生きるおしどりの家	—	090-6833-7229	oshidori.dream@gmail.com	おしどりカフェ(毎月第3土曜日13:30～15:30開催)にて相談受付(それ以外の相談はメールにてお問合せください)
	岩美町	市町村	①岩美町住民生活課 ②岩美町健康長寿課	①岩美郡岩美町浦富675番地1 ②岩美郡岩美町浦富1029番地2(岩美すこやかセンター内)	0857-73-1333	tiikifukushi@iwami.gr.jp	月～金 8:30～17:15 ※祝日・年末年始を除く ご連絡は岩美町福祉課まで
		障害児通所支援事業所	NPO法人きなんせこども館	鳥取県岩美郡岩美町浦富2475-33	0857-72-3512	sawa2020@triton.ocn.ne.jp	月～土 9:00～17:00
	若桜町	市町村	若桜町保健センター	八頭郡若桜町若桜801-5	0858-82-2214	hokenc@town.wakasa.lg.jp	月～金 8:30～17:15
	智頭町	市町村	智頭町福祉課	八頭郡智頭町大字智頭1875番地	0858-75-4102	fukushi-j@town.chizu.lg.jp	月～金 8:30～17:15 ※祝日を除く
	八頭町	その他	障がい児者支援事業所サポートセンターわくわく	八頭郡八頭町安井宿26番1	0858-71-0472	wakuwaku@wind.ocn.ne.jp	月～金 9:00～17:00

鳥取県医療的ケア児等コーディネーター配置機関一覧

圏域	市町村	機関種別	機関名	所在地	連絡先		備考(相談受付時間など)
					電話番号	メールアドレス	
中部	倉吉市	相談支援事業所	障害者支援センターくらよし	倉吉市住吉町37-1	0858-23-8455	—	月～金 9:00～17:00
			倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい	倉吉市瀬崎町2714-1	0858-22-6239	happy@nojima-hospital.or.jp	月～金 8:30～17:30 ※転送電話にて24時間受付対応
			社会医療法人仁厚会 中部障がい者地域生活支援センター	倉吉市山根43	0858-26-2346	zaitaku@med-wel.jp	月～金 8:30～17:30 ※この時間以外は転送電話で対応
			move on	倉吉市広栄町889-9	0858-27-0083	sw-info@bb3.co.jp	月～土 9:00～18:00
		医療機関	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	0858-22-8181	chiiren-k@pref.tottori.lg.jp	月～金 8:30～17:00 ※祝日・年末年始を除く
			訪問看護リハビリステーション くらよし	倉吉市山根43-1	0858-26-1904	—	月～金 8:30～17:30
		療育機関	鳥取県立中部療育園	倉吉市上井503-1	0858-27-0780	chubu-ryouikuen@pref.tottori.lg.jp	月～金 8:30～17:15
		教育機関	鳥取県立倉吉養護学校	倉吉市長坂新町1231	0858-28-3500	Kurayo-s@mailk.torikyo.ed.jp	月～金 8:30～17:00
		市町村	倉吉市子ども家庭課	倉吉市塚町2丁目253-1	0858-22-8220	katei@city.kurayoshi.lg.jp	月～金 8:30～17:15
		湯梨浜町	医療機関	(株)ライフケア湯梨浜 訪問看護ステーションゆりはま	東伯郡湯梨浜町田後224-1	0858-35-5202	—
	相談支援事業所		相談支援センターサポートリンクす	東伯郡湯梨浜町長江310-46(生活支援センターデイジー内)	0858-32-1001	rinks@support-rikka.jp	月～金 9:00～18:00 ※転送電話にて24時間対応可能
	市町村		湯梨浜町子育て支援課	東伯郡湯梨浜町久留19-1	0858-35-5321	ykosodate@yurihama.jp	月～金 8:30～17:15
	その他		(株)ライフケア湯梨浜 ヘルパーステーションゆりはま	東伯郡湯梨浜町田後224-1	0858-35-5201	—	月～金 9:00～17:00 土 8:30～12:30
	三朝町	市町村	三朝町企画健康課	東伯郡三朝町大瀬999番地2	0858-43-3506	kenkou@town.misasa.tottori.jp	月～金 8:30～17:15 (土日祝日は除く)
	琴浦町	市町村	琴浦町すこやか健康課	東伯郡琴浦町徳万591番地2	0858-52-1716	sukoyaka@town.kotoura.tottori.jp	月～金 8:30～17:15
	北栄町	市町村	北栄町健康推進課	東伯郡北栄町由良宿423番地1	0858-37-5867	kenkou@e-hokuei.net	月～金 8:30～17:15
			北栄町福祉課	東伯郡北栄町由良宿423番地1	0858-37-5852	fukushi@e-hokuei.net	月～金 8:30～17:15

鳥取県医療的ケア児等コーディネーター配置機関一覧

圏域	市町村	機関種別	機関名	所在地	連絡先		備考(相談受付時間など)	
					電話番号	メールアドレス		
西部	米子市	相談支援事業所	社会福祉法人博愛会相談支援事業所りんく	米子市一部440番地	0859-21-1310	rinku@hakuaien.net	月～金 8:30～17:30	
			社会福祉法人地域でくらす会障害者生活支援センターまちくら	米子市西倉吉町83番地3	0859-35-5647	machikura@eagle.ocn.ne.jp	月～金 8:30～17:30 ※土曜日は事前予約にて相談受付	
			障害者生活支援センターすてっぷ	米子市道笑町2丁目126-4稲田地所第5ビル1F	0859-37-2120	s-shien@sanmedia.or.jp	月～金 9:00～17:45	
			相談支援事業所われもこう	米子市河崎1414	0859-21-4123	waremko.201210@waremoko.or.jp	月～金 8:15～17:15	
		障害児通所支援事業所	特定非営利活動法人希望の星	米子市皆生新田2丁目5番	0859-21-2080	Kibounohosi@abelia.ocn.ne.jp	月～金 9:00～17:00	
		医療機関	鳥取大学医学部附属病院医療福祉支援センター	米子市西町36番地1	0859-38-6961	—	月～金 9:00～17:00	
			鳥取大学医学部附属病院総合周産期母子医療センター	米子市西町36番地1	0859-38-6919	—	月～金 9:00～17:00	
			博愛こども発達・在宅支援クリニック	米子市両三柳1880	0859-29-8010	—	月～金 9:00～16:00 ※土、日、祝、12/29～1/3は除く	
			社会福祉法人真誠会訪問看護ステーションふる里	米子市和田町1722	0859-25-1150	—	月～日 8:30～17:30 ※年中無休	
			訪問看護ステーション ネットケア	米子市河崎580	0859-24-6777	—	月～日 9:00～18:00 ※年中無休	
		療育機関	鳥取県立総合療育センター	米子市上福原7丁目13-3	0859-38-2163	sogoryoikucenter@pref.tottori.lg.jp	月～金 8:30～17:00	
		教育機関	県立皆生養護学校	米子市上福原7丁目13番4号	0859-22-6571	Kaikeyo-s@mailk.torikyo.ed.jp	月～金 8:30～17:00	
		市町村	米子市健康対策課	米子市錦町1丁目139番地3 ふれあいの里3階	0859-23-5452	kentai@city.yonago.lg.jp	月～金 8:30～17:15	
			米子市こども相談課	米子市錦町1丁目139番地3 ふれあいの里1階	0859-23-5456 0859-23-5467	kodomosoudan@city.yonago.lg.jp	月～金 8:30～17:15	
			米子市障がい者支援課	米子市加茂町1丁目1番地	0859-23-5545	shien@city.yonago.lg.jp	月～金 8:30～17:15	
		児童福祉施設	米子市南保育園	米子市陽田町45番地	0859-22-5697	minami-h@city.yonago.lg.jp	月～金 10:00～17:00	
		その他	多機能型事業所のきお	米子市両三柳3606-1	0859-36-8887	tokuhi.pinokio@live.jp	火～金 9:00～18:00	
		境港市	相談支援事業所	障害者支援センターさかいみなど	境港市外江町2072	0859-44-2520	sakaiminato_shien@tottori.kousei.jp	月～金 9:00～17:00
				相談支援センター かなで	境港市竹内町3583-12	0859-46-0033	hirose@wakoukaigo.co.jp	月～土 9:00～17:00
				SO-DAN 'まごのて	境港市夕ヶ丘2丁目88	0859-36-8588	yamasaki@t-a-d.jp	月～金 9:00～18:00
	医療機関		こころね訪問看護ステーション中野	境港市中野町5285-1	0859-46-0262	ns-nakano@medicalcare.jp	8:30～17:00 日曜祝日休日	
	市町村		境港市健康推進課	境港市上道町3000	0859-47-1042	kenko@city.sakaiminato.lg.jp	月～金 8:30～17:15 ※相談で来所される場合は事前に連絡をください	
	大山町	相談支援事業所	障害者生活支援事業所はまなす	西伯郡大山町田中1383	0858-58-6161	hamanasu@sasakicl.jp	月～金 8:30～17:30	
	江府町	相談支援事業所	社会福祉法人尚仁福祉会 相談支援事業所 江美の郷	日野郡江府町大字久連7番地	0859-72-3210	soudansien@syujn.or.jp	月～金 8:30～17:30	

重度障がい児者日中支援及び短期入所利用支援の利用状況推移

【生活介護】

		R2	R3	R4
東部	事業所数	29	30	31
	利用者数（人）	10,625	10,652	11,071
中部	事業所数	15	16	18
	利用者数（人）	5,374	5,530	5,487
西部	事業所数	22	23	26
	利用者数（人）	6,880	6,941	7,156
計	事業所数	66	69	75
	利用者数（人）	22,879	23,123	23,714

※事業所数は各年度 10 月 1 日時点での指定事業所数（休止中を除く）。利用者数は各年度において、各月の実利用者数（月内に 1 回以上利用実績がある利用者数）を合計した数であり、事業所所在地ごとに圏域区分している。事業所数・利用者数には障害者支援施設を含む。

【放課後デイ】

		R2	R3	R4
東部	事業所数	25	28	31
	利用者数（人）	6,759	7,789	8,460
中部	事業所数	7	14	17
	利用者数（人）	2,829	3,724	4,168
西部	事業所数	19	22	26
	利用者数（人）	4,903	5,504	6,336
計	事業所数	51	64	74
	利用者数（人）	14,491	17,017	18,964

※事業所数は各年度 10 月 1 日時点での指定事業所数（休止中を除く）。利用者数は各年度において、各月の実利用者数（月内に 1 回以上利用実績がある利用者数）を合計した数であり、事業所所在地ごとに圏域区分している。

【短期入所（医療型）】

		R2	R3	R4
東部	利用医療機関数	1(3)	1(3)	1(3)
	利用者数（人）	139	152	155
	利用日数（日）	1,121	1,222	949
中部	利用医療機関数	2(4)	1(4)	1(4)
	利用者数（人）	12	5	5
	利用日数（日）	44	13	11
西部	利用医療機関数	3(3)	3(5)	3(5)
	利用者数（人）	352	509	549
	利用日数（日）	2,196	2,757	2,941
計	利用医療機関数	6(10)	5(12)	5(12)
	利用者数（人）	503	666	709
	利用日数（日）	3,361	3,992	3,901

※利用医療機関数は括弧内の数値が各年度 10 月 1 日時点での指定事業所数で、そのうち年度内に利用実績がある機関数を括弧外に記載。利用者数、利用日数は各年度において、各月の実利用者数（月内に 1 回以上利用実績がある利用者数）を合計した数であり、事業所所在地ごとに圏域区分している。

令和5年度 医療的ケア児者に関わる県の事業

(単位：千円)

分野	番号	事業名	概要	担当課	R5予算額 (6月補正予定 事業は要求額)	財源		
						国	県	その他
保健・福祉	1	医療的ケア児等総合支援事業	<p>医療的ケア児等とその家族に係る多様な課題解消に向け、令和3年9月18日に施行された医療的ケア児支援法に基づく「医療的ケア児等支援センター」を設置するとともに、医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に行い、地域で安心して生活できる環境を整える。</p> <p>(1) 医療的ケア児等支援センター設置事業 医療的ケア児に関する相談、関係機関との連携・調整、コーディネーター養成研修等人材育成に対応するセンターを設置し、医療的ケア児やその家族等の適切な支援に繋げる。</p> <p>(2) 医療的ケア児に係る訪問看護師育成支援事業 医療的ケア児の訪問看護を行う際に、経験の少ない他の訪問看護ステーションの訪問看護師を育成目的で同行させた場合、それぞれの訪問看護ステーションに人件費相当額を補助し、医療的ケア児の支援ができる訪問看護ステーションの拡大を図る。 補助単価：参加側（看護師1名ごと）、受入側とも1.1万円/回</p> <p>(3) 医療的ケア児等の在宅支援を担う看護職員等養成研修事業 医療的ケア児等の支援について専門的知識を有する拠点施設の看護師等が、県内で医療的ケア児等の在宅支援に関わる事業所職員等を対象に、医療的ケアの技能・NICUからの在宅移行並びに在宅支援に関する研修を実施する。</p> <p>(4) 医療的ケアを要する小児慢性特定疾病児童等の一時的預かり事業 医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の居場所の確保及び家族のレスパイトを目的として、当該児童を一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話その他必要な支援を行う。</p>	子ども発達支援課	39,791	一部1/2	1/2又は単県	—
	2	障がい児者在宅生活支援事業	<p>障がい児者のニーズが高いものの、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助することにより、障がい児者の在宅生活を支援する。</p> <p>(1) 施設入所障がい児者等在宅生活支援事業 障害者支援施設等に入所している障がい児等に対し、一時帰宅中の障害福祉サービス利用経費を補助する。(県1/2、市町村1/2)</p> <p>(2) 家庭外看護師派遣支援事業 日常的に医療行為が必要な障がい児者が、家庭外で4人以上集まり活動する場合の看護師等派遣経費を補助する。(県1/3、市町村1/3、本人1/3)</p> <p>(3) エアーマットレスレンタル助成事業 体位変換に常時介助を要する在宅生活中の重度身体障がい児者にエアーマットレス料を補助する。(県1/3、市町村1/3、本人1/3)</p> <p>(4) 要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業 要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、看護師等配置経費及び訪問看護利用経費を助成する。(県1/2、市町村1/2) 【R5】長時間派遣利用の加算を追加</p> <p>(5) 要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業 要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、医療機器の購入経費を補助する。(県1/2、市町村1/2)</p> <p>(6) 重度障がい児者地域移行推進事業 入所中等の医療的ケアを要する重度障がい児者を対象に、グループホーム等での生活体験を実施する事業所に必要な経費を補助する。(県1/2、市町村0~1/2、事業所0~1/2)</p> <p>(7) 入院時付添依頼助成事業 常時の付き添いが求められる重症心身障がい児者等が入院した際に、家族以外の者に付き添いを依頼した場合の必要経費を助成する。(県1/3、市町村1/3、本人1/3)</p> <p>(8) 家庭内排痰補助装置助成事業 常時又は随時排痰が必要な重度身体障がい児者等に排痰補助装置のリース料を補助する。(県1/3、市町村1/3、本人1/3)</p> <p>(9) 身体障害者手帳交付対象外の聴聴児への補聴器購入等助成事業 身体障害者手帳（聴覚機能障害）の交付対象とならないが、補聴器が必要な聴聴児に対して、補聴器の購入費等を補助する。(県1/3、市町村1/3、本人1/3) 【R5】対象機種、乾燥機の追加</p>	子ども発達支援課	10,722	—	単県	—
	3	障がい児者事業所職員等研修事業	重症心身障がい児者、医療的ケア児等に携わる支援者の育成を行い、利用できる障がい福祉サービス事業所等を増やし、障がいのある方の在宅生活を支援するため、当該事業所の職員を対象に支援方法等に関する研修を行う。	子ども発達支援課	345	—	単県	—
	4	医療型ショートステイ総合支援事業	<p>医療的ケアの必要な重度障がい児者の地域生活を支援するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。また、総合療育センター（以下「センター」という。）のショートステイ利用が増加傾向にあり、希望に沿った利用ができない状況にあることから、西部圏域における地域生活支援を充実することで、より多くの利用希望者のニーズに対応できる体制を構築する。</p> <p>(1) 訪問型レスパイト支援モデル事業補助金（補助率：県10/10） 医療的ケアの必要な障がい児者（県内に在住するセンター利用者に限る）のレスパイトの多様化に対応するため、訪問看護ステーションの看護師が自宅等を訪問し、家族に代わって医療的ケアを伴う見守りを行うことで、センターのショートステイ利用者の集中化を緩和する。 【補助内容】：訪問看護サービスを行った場合のサービス提供相当額（2時間を超えた部分）から、自己負担530円を控除した額を補助する。（一人当たり年間のべ36時間を上限）</p> <p>(2) 医療型ショートステイ利用促進モデル事業補助金（補助率：県10/10） 西部圏域周辺の医療機関である国立病院機構松江医療センターでのショートステイ利用の促進を図ることにより、複数のショートステイ事業所の利用を確保し、センターのショートステイ利用者の集中化を緩和する。 【補助内容】：松江医療センターまでの交通費を補助する。 (送り迎えの2往復分、自家用車利用：6千円/回、UDタクシー利用：18千円/回)</p> <p>(3) 重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金（補助率：県10/10（ヘルパー等派遣事業：当該利用者負担額を除いた額に対して10/10）） 医療的ケアの必要な重度障がい児者やその家族が地域で安心して生活できる環境を整備するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。</p>	子ども発達支援課	25,392	—	単県	—
	5	NICUからの地域移行支援事業	新生児集中治療室又は集中治療室での治療が終了し、自宅移行に向けての支援を行う場合において、訪問看護師等が関わる仕組みを強化し、児童及び保護者が安心して自宅へ帰り、地域で安心安全な生活が送れるよう支援を行う。	子ども発達支援課	776	—	単県	—
	6	医療的ケア児等に係る人材確保事業	重症心身障がい児及び医療的ケア児（以下「医療的ケア児等」という。）を支援する障害児通所支援事業所等の充実が求められる一方、県内事業所は支援に必要な看護師等の人材確保が難しい状況にあり、障がい福祉分野における人材確保が課題となっていることから、県内学生へのPR及び理解・啓発事業を展開することで、障がい福祉分野の人材確保を図る。	子ども発達支援課	301	—	単県	—
	7	【6月補正】医療的ケア児等の送迎支援事業	医療的ケア児等の医療機関（受診、入院等）への送迎に際して、タクシー代及び付添い看護師に係る経費を支援するとともに、事業所の送迎体制を強化するため大型福祉車両購入費用を助成する。	子ども発達支援課	18,466	—	単県	—

分野	番号	事業名	概要	担当課	R5予算額 (6月補正予定 事業は要求額)	財源							
						国	県	その他					
保健・福祉	8	障害福祉サービス利用 コーディネート機能強化事業	複数のサービス種別・事業所を組み合わせをコーディネートする人材である「相談支援専門員」が不足しており、相談支援専門員を新規に配置する事業所、追加で配置する事業所に対して、相談支援専門員の設置にかかる人件費の一部を支援する。	障がい福祉課	3,000	—	単県	—					
	9	重度障がい児者支援事業	重症心身障がい児者等が地域で生活しやすくするため、通所による日中活動の場における支援や在宅支援の充実を図る障害福祉サービス事業所等運営法人に対して人件費等に対する助成を行う。 (1) 重度障がい児者日中支援事業(県1/2、市町村1/2) 生活介護事業所、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1 相当の配置に係る人件費から事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行う。 (2) 「鳥取県型(要介護障がい者支援特化型)生活介護事業所」運営支援事業(県1/2、市町村1/2) 生活介護事業所において、超重度障がい者に対しサービスを提供する際に看護職員を配置し医療的ケアを行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。 (3) 在宅医療的ケア児者支援体制強化事業 訪問系のサービスについては、手厚いケアが必要な重度者への支援を積極的に提供するインセンティブが殆どない制度(基本報酬は時間区分のみによって単価設定)となっているため、独自の加算制度を設ける。また、遠隔地の利用者宅への移動や通院移動時(運転時)についても、事業者の負担を軽減するための独自の加算制度を設ける。 (4) たん吸引研修等受講奨励金交付事業 たん吸引等の資格を得るための研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付し、資格取得者を増やす。		障がい福祉課	54,905	—	単県	—				
	10	鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業	生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者及び強度行動障がい児者を受け入れるために必要な施設の整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費の助成を行う。 (鳥取県社会福祉施設等施設整備事業の県負担額を上限とする)			障がい福祉課	22,200 (R4補正で前倒し実施)	—	単県	—			
	11	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	重度障がい者等の地域生活を支援するため、重度障がい者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し、支援を行う(補助率:サービス事業費から国庫負担基準額を除いた市町村負担額の3/4※の額(国1/2、県1/4、市町村負担1/4) ※財政力指数に応じた減率あり)				障がい福祉課	99,070	2/3	1/3	—		
	12	介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修(特定の者対象)事業	特定の者(障がい者等)に対するたん吸引等の特定の医行為を適切に行うことができる者を養成する研修を実施する。					障がい福祉課	1,731	—	—	基金	
	13	【6月補正】医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業	グループホームにおいて、医療的ケアを必要とする重度障がい者に対し、指定基準上必要な人員に加え常時看護職員を1名以上配置しサービス提供を行う場合、事業所運営に要する経費を市町村と協調して支援を行う(市町村間接補助、補助率:県1/2、市町村1/2)						障がい福祉課	9,500	—	単県	—
	14	難病等医療費助成事業	指定難病(338疾患)患者に対して医療費の一部を公費負担する。							健康政策課	954,569	1/2	1/2
	15	難病患者療養支援事業	難病患者に対する受入病院の確保を図ると共に、患者及びその家族等に対する相談支援や在宅療養支援を行う。 (1) 難病患者地域支援対策推進事業 難病患者の療養生活を支援するため、医療相談会、保健師等による訪問指導(診療)・訪問相談を実施する。 (2) 在宅難病患者一時入院事業 常時介護等を必要とする難病患者の在宅での療養環境を整備するため、家族介護者の休息等を目的とする一時入院を行う病床を確保し、医療機関に受入れを委託する。 (3) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業 人工呼吸器を使用する難病の患者が在宅において適切な医療を受けることができるよう、訪問看護ステーションに訪問看護を委託する。	健康政策課							10,369	1/2	1/2
	16	難病相談・支援センター等設置委託	難病相談・支援センターを鳥取医療センター及び鳥取大学医学部附属病院内に設置し、患者・家族等からの相談を受け付けるとともに、研修会・サロンを開催し、患者団体に対する支援を行う。また、難病医療の提供体制の充実のため、鳥取県難病医療連絡協議会を鳥取大学医学部附属病院内に設置し、患者の療養先の確保、在宅患者の一時入院調整、在宅療養支援等を行う。		健康政策課						22,608	1/2	1/2
	17	保育サービス多様化促進事業	(1) 単県事業 各市町村が特別な支援が必要と認めた保育所等入所児童に対して、保育士等を配置する経費等を助成する市町村に補助する。 ア 障がい児保育 各市町村が特別な支援が必要と認めた子どもに対して、保育士等を配置する場合に助成 イ 乳児保育 特定教育・保育施設及び地域型保育事業所が、途中入所の乳児を担当する保育士を年度当初から配置する経費について助成(私立施設のみ) (2) 間接補助事業 医療的ケア児保育事業(国2/3、都道府県1/6、市町村1/6) 地方公共団体において、看護師等の雇い上げ等に要する経費の一部を補助し、保育所において医療的ケア児の受け入れができる体制整備を行う。			子育て王国課					136,796	2/3	1/6 又は 単県
	18	小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病児童の医療費の一部を公費負担し、患者家族の負担軽減と治療研究の促進を図る。				子育て王国課				99,438	1/2	1/2
	19	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	市町村が行う特殊寝台等の日常生活用具18品目の給付に対して補助を行う。					子育て王国課			512	1/2	1/2 又は 1/4
	20	小児慢性特定疾病交通費助成事業	県内医療機関で対応できない小児慢性特定疾病の治療のため、小児慢性特定疾病児童が県外医療機関を受診するための交通費の一部を助成する。						子育て王国課		1,532	—	単県
	21	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等(以下「慢性疾病児童等」という。)の自立及び成長支援について、慢性疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行う。 (1) 慢性疾病児童等地域支援協議会運営事業 慢性疾病児童等及びその家族に必要な支援、実施事業、事業等の効果について審議等を行う。 (2) 相談支援事業、交流・研修事業(一社)つなぐプロジェクトに委託 慢性疾病児童等及びその家族への各種相談対応及び情報提供、患者(保護者)同士の交流、疾病に関する研修会及び就職支援、介護者支援(きょうだい支援含む)、学習支援等を実施する。							子育て王国課	5,112	1/2	1/2
22	【6月補正】いろんな子どもたち相互理解促進事業	低出生体重児(リトルベビー)、希少・難治性疾患を抱える児童とその家族と地域社会との相互理解を促進し、効果的な寄り添い支援を行うため啓発活動等を行うとともに、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の充実のため、ニーズ調査を行う。	子育て王国課	5,797							—	単県	—

(単位：千円)

分野	番号	事業名	概要	担当課	R5予算額 (6月補正予定 事業は要求額)	財源		
						国	県	その他
教育	23	特別支援学校教職員人件費	常勤看護師配置及び非常勤看護師の配置を行う。	教育人材開発課	人件費	1/3	2/3	—
	24	特別支援教育充実費 (医療的ケアを必要とする 幼児児童生徒学習支援の充実)	特別支援学校において児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができるような環境の整備を行う。 ・鳥取県公立学校における医療的ケア体制整備検討分科会の開催 ・学校看護師の保険加入	特別支援教育課	467	—	単県	—
	25	特別支援教育専門性向上事業 (医療的ケア専門性向上事業)	幼児児童生徒の教育を支える医療的ケアについて、基礎的な知識・理解や安全な手技の実施、呼吸や姿勢に関する日常的な支援事項等を研修し、充実した学校教育を実施できるようにする。 ・学校における医療的ケア連絡協議会(教職員、看護師対象) ・学校における医療的ケア研修会(教職員、看護師等対象) ・学校における医療的ケア看護師研修会(看護師対象) ・重症心身障がい児及び医療的ケア児の理解促進研修会(教職員対象) ・常勤看護師の県外研修派遣(1名) ・常勤看護師のWeb研修受講(2名)		681	—	単県	—
	26	【6月補正】鳥取県特別支援教育推進計画スタートアップ事業	多職種連携(看護師、教員、主治医等)体制及び各場面の助言、緊急時等の対応に係る研修など、学校における医療的ケア実施についての指導・助言を行うアドバイザーを派遣する。 ・鳥取県学校における医療的ケアアドバイザー派遣事業		1,618	—	単県	—

医療的ケア児等の送迎支援事業の概要（案）

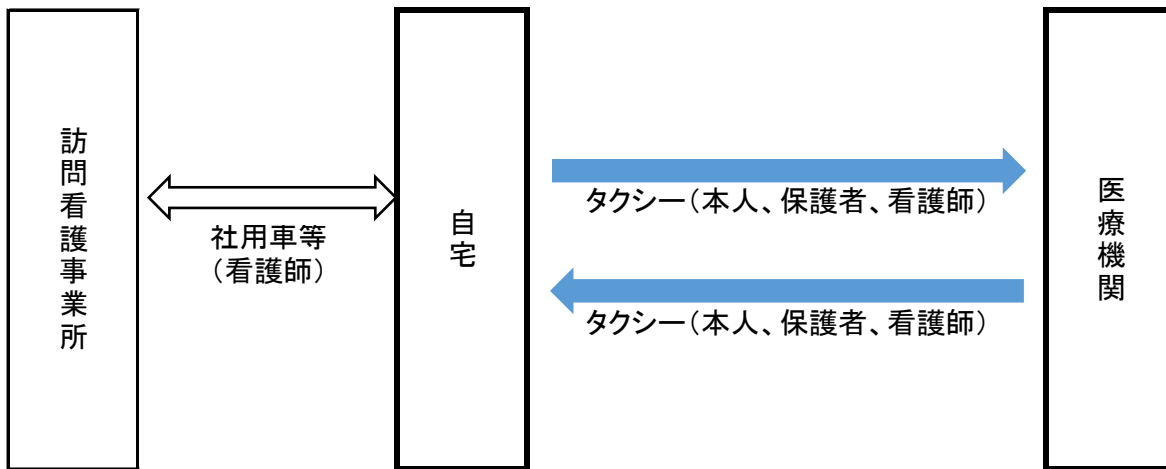
令和 5 年 6 月 2 0 日
鳥取県子ども発達支援課

事項	内 容
1 目 的	県内では、医療的ケア児等の移動時に必要な福祉車両や同乗する看護師の手配が課題となっており、移動手段の選択肢の拡大と利用者の経済的負担を軽減するため、本事業を実施する。
2 内 容	<p>① 医療機関（受診、入院等）への送迎に際して、タクシー代及び同乗する看護師に係る経費を助成する。（対象：個人）</p> <p>② 県内の送迎体制を整備するため、大型福祉車両購入費用を助成する。（対象：事業所） ※本事業は、令和 5 年度前半を準備期間にあて、令和 5 年度中に市町村との協働により事業開始する。</p>
3 助 成 要 件	<p>〔助成対象者〕 県内在住のストレッチャーあるいはリクライニング式車いす等による移動が必要な、医療的ケア児又は重症心身障害がい児者</p> <p>〔助成対象経費〕 ① 自宅等※1から医療機関（外来受診、入退院、医療型短期入所等）までの区間※2の福祉タクシー利用及び看護師派遣に係る経費※3</p> <p>※1 グループホーム入居者も対象。施設入所者は助成対象外とする。 ※2 出発地から目的地までを除く経路に係る経費は助成対象外とする。 ※3 他の助成事業との併用を可とする。</p> <p>〔補助対象者〕 ② 移動の支援を行っている福祉事業所、民間のタクシー事業者等（詳細は調整中） ※医療的ケア児等の送迎を現に行っている場合または今後行う見込みがある事業者に限る。</p> <p>〔補助対象経費〕 ストレッチャー（寝台）搭載可能な福祉車両の購入費用又は改修費用</p>
4 助 成 額	<p>〔福祉タクシー費用〕 ① タクシー利用料金の実費負担額に対し、片道あたり 5,000 円を超える額を全額助成、5,000 円以下については 1 / 2 助成（補助割合：県 1/2、市町村 1 / 2） ※利用者の負担額は、片道につき 2,500 円が上限。 ※片道の距離は 140km 以内とし、これを超える部分は申請者の負担とする。 ※月 2 回（1 回あたり 2 往復）までを上限とする。ただし、2 圏域を超える移動は 1 日 1 往復までとする。 ※その他、乗降に伴って生じる手待ち時間の人件費、回送等に係る費用を助成対象経費に含めることを検討中。</p> <p>〔看護師派遣費用〕 片道あたり 500 円を超える額を全額助成 ※利用者の負担額は、片道につき 500 円が上限</p> <p>② 〔車両購入補助額〕 購入費用の 3 / 4 を補助（1 台あたり上限 500 万円。単県補助）</p>

5 事務の流れ 案 (タクシー会社が市町村に請求)	利用者	事業所	市町村	県
			補助金交付申請 →	
				← 補助金交付決定
		事業所登録申請 →		
			← 事業所登録	
	利用申請 →			
			利用決定 (タクシー利用証交付)	←
	予約・手配 →			
		← サービス提供		
	自己負担額支払 →			
			請求 →	
			← 審査・支払	
			補助金実績報告 →	
				← 額の確定・精算払
6 事業内容	<p>(1) 協力タクシー事業者の確保及び市町村ごとのリスト化 県</p> <p>(2) 利用希望者の調査 県・市町村</p> <p>(3) 協力タクシー事業者への研修（市町村が推薦するケースへの送迎演習） 県</p> <p>(4) 利用者の登録 市町村</p> <p>(5) 利用者への支払い 市町村（県の間接補助）</p> <p><事業スケジュール></p> <p>(1) から (3) まで令和5年度前半、(4) から (5) まで令和5年度中</p>			
7 その他	<p>県予算については、令和5年6月議会で可決見込。</p> <p>令和5年3月に行った全市町村向けアンケート結果では、県内全市19町村のうち、令和5年度は7市町村、令和6年度は6市町村が実施検討予定（※）と回答。</p> <p>※ その他の市町村は「実施予定なし」又は「今後検討する」と回答。</p>			

自己負担額の試算

①外来受診などの場合(日帰り)



タクシー代 (片道2,500円の場合)

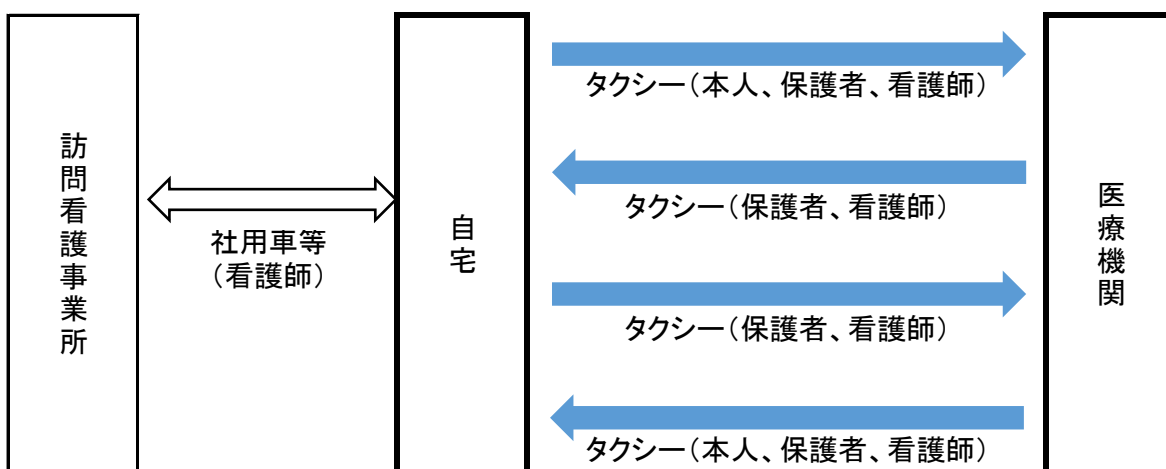
$$\text{片道} 2,500 \text{円} \times 1/2 \times 2 \text{回} = 2,500 \text{円}$$

看護師派遣経費

$$\text{片道} 500 \text{円} \times 2 \text{回} = 1,000 \text{円}$$

合計 3,500円

②入院／退院などの場合



タクシー代 (片道2,500円の場合)

$$\text{片道} 2,500 \text{円} \times 1/2 \times 4 \text{回} = 5,000 \text{円}$$

看護師派遣経費

$$\text{片道} 500 \text{円} \times 4 \text{回} = 2,000 \text{円}$$

合計 7,000円